

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第六号様式)

(記載上の注意)

(1) 発行予定期間

- a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により 1 年又は 2 年と記載すること。
- b 発行登録の効力発行予定日には、発行登録書の提出日から、法第 27 条において準用する法第 23 条の 5 において準用する法第 8 条第 3 項の規定により当該発行登録者に係る法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(2) 発行予定額

- a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。
- b a により記載すべき額が外国通貨をもつて表示される場合には、本邦通貨に換算した金額を併記するとともに、換算に当たつて採用した基準を注記すること。

(3) 縦覧に供する場所

証券取引所に上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(4) 証券情報

第九号様式に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する証券会社のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(5) 参照情報

訂正報告書が参照書類に含まれる場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。